おかやましんきんからはじめる

NISA

ニーサ

少額投資非課税制度

NISA制度案内
ガイドブック

お客さまの資産運用を
新しいカタチに！

NISAは中長期の資産運用を応援する制度です。

いつも、あなたと。
おかやま信用金庫

NISA ってどんな制度？

NISAは中長期の資産運用を応援する制度です。

NISAでは、上場株式・公募株式投資信託等への投資による売却益や配当・分配金（普通分配金）が非課税になります。
投資信託でいえば、「分配金（普通分配金）」と、売却したときの「値上がり益」が非課税です。

NISA口座 ➡ 非課税

・売却益や分配金（普通分配金）が非課税

課税口座（特定口座・一般口座） ➡ 20.315%

・売却益や分配金（普通分配金）に20.315%の税金が課税されます。

■投資信託での非課税イメージ

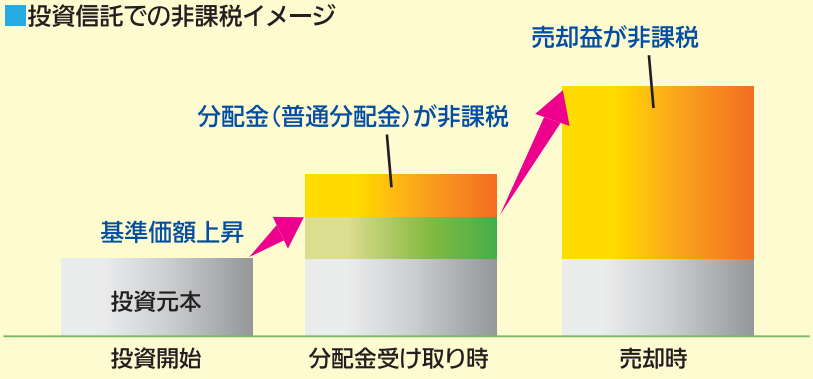

① NISAは3種類！ 目的に合わせてNISAを選びましょう

NISA

幅広い投資信託の中から、自分で選んで投資をしたい方、積立だけではなく、一括の購入も含めて投資をおこないたい方にオススメ！

つみたてNISA

長期運用を見据えて、投資信託の積立でコツコツ資産形成をおこないたい方、積み立てる額を少額からはじめたい方にオススメ！

ジュニアNISA

お子さまの将来のために早くから資金を準備しておきたい方、相続税対策としてお孫さまに贈与されたい方にオススメ！

② それぞれのNISAの違いを確認しましょう

	NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA
非課税対象	上場株式・公募株式投資信託等の売却益や配当・分配金（普通分配金）		
対象年齢	20歳以上		0～19歳
運用管理	ご本人		親権者等が未成年者に代わり運用
払出し（出金）	いつでも払出し可能		18歳になるまで原則払出し不可
金融機関変更	（各年ごとに）変更可能		原則として変更不可 ジュニアNISA口座を解約した後に別の金融機関で再開設することは可能です。
対象商品	上場株式・公募株式投資信託等	長期の積立・分散投資に適した公募株式投資信託等	上場株式・公募株式投資信託等
非課税期間	最長5年間	最長20年間	最長5年間
ロールオーバー	可能	不可	可能
投資可能期間	2014年～2023年まで	2018年～2037年まで	2016年～2023年まで
年間投資上限額	120万円	40万円	80万円

NISA（少額投資非課税制度）

NISAの5つのポイント

Point1 上場株式・公募株式投資信託等の売却益や配当・分配金（普通分配金）が非課税に！

Point2 日本に居住する20歳以上※の個人の方ならどなたでも！※ 口座を開設する年の1月1日現在

Point3 毎年120万円までの非課税投資枠が利用可能！

Point4 1口座あたり最長5年間の非課税期間が利用可能！

Point5 2020年以降非課税投資枠は最大600万円！

NISAのイメージ

毎年の投資枠は翌年以降に繰越しはできません。

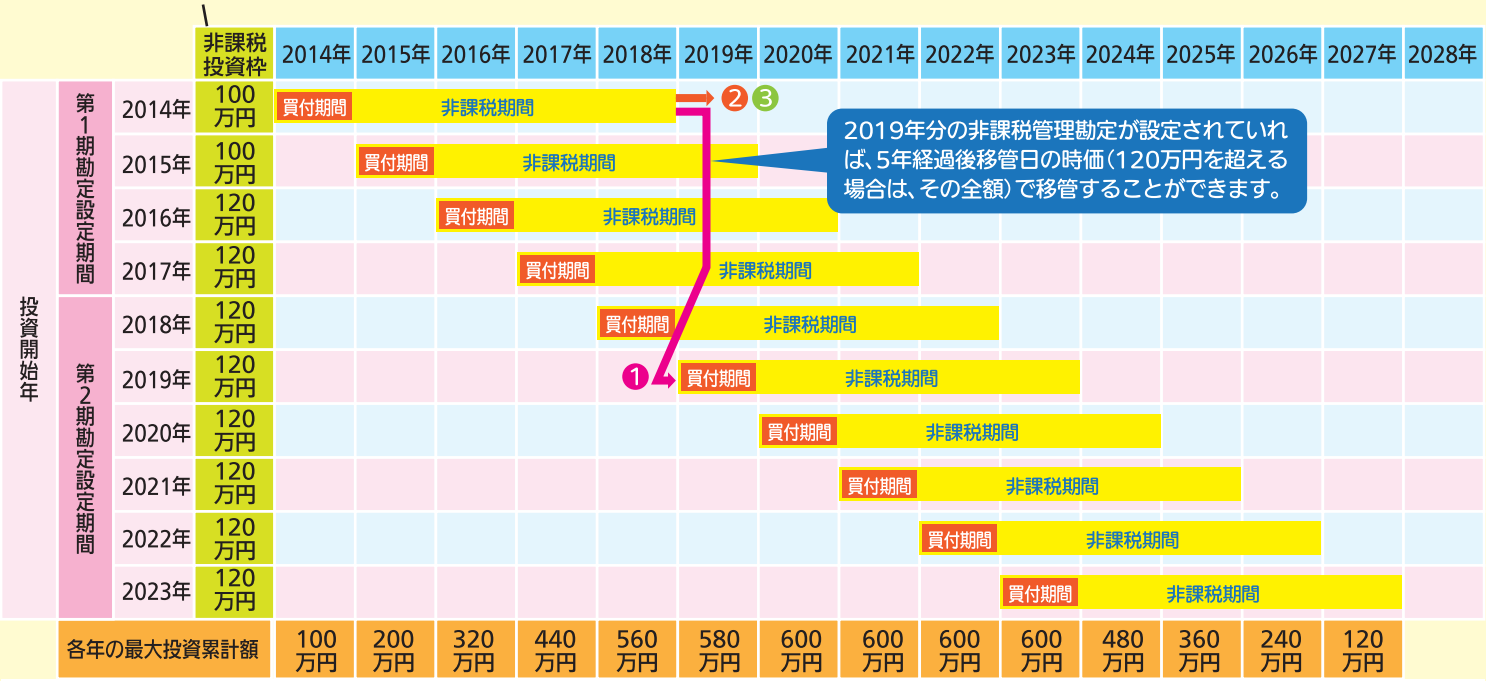

5年間の非課税期間終了時（❶～❸が選択できます）

❶ 翌年分の非課税投資枠に時価（120万円を超える場合は、その全額）で移管（おかやま信用金庫で非課税投資枠を引続きお持ちの場合）
❷ 特定口座や一般口座へ移管
❸ 売却

NISAでは、お客さまの希望にあわせて、投資金額を決めることができます。

毎年の120万円は…

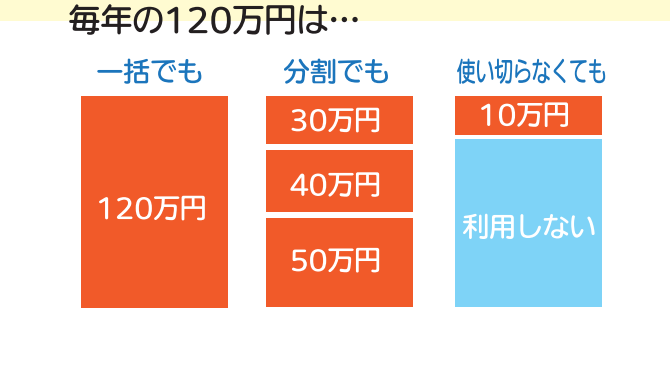

※各年120万円の非課税投資の枠は、その年にしか使うことができません。
※他の口座との損益通算はできません。
※図はイメージです。

NISAでは、お客さまの希望にあわせて、いつでも売却できます。

※上記は2018年の利用例です。
※売却した枠を再投資することはできません。

つみたてNISA

つみたてNISAの3つのポイント

Point1 少額から積み立てて最大800万円を非課税で運用！

Point2 長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託等が対象です！
・信託期間が無期限または20年以上
・販売手数料が無料　・分配頻度が毎月でない　など

Point3 定期的かつ継続的な買付け（積み立て）に限定されます！

「つみたてNISA」はこんな方におススメです！

Case1

将来に備えた「資産形成」をしたい方
・長期運用を見据えて、積立でコツコツ資産形成をしたい方。
・これから投資をはじめたい若年層の方。

Case2

非課税投資枠を最大限に活用したい方
・年間投資予定金額が40万円未満の方。
（月々 33,000円までが買付け金額の上限です。）
・非課税投資額は、

つみたてNISA：年間40万円×20年間＝800万円
NISA　　：年間120万円×5年間＝600万円

となり、つみたてNISAの方が長期間では非課税投資額が、大きくなります。

Case3

投資が初めてで運用方法に迷っている方

制度上、商品があらかじめ基準を満たした株式投資信託等に限られているので、特定の商品で運用を任せたい初心者の方におススメです。

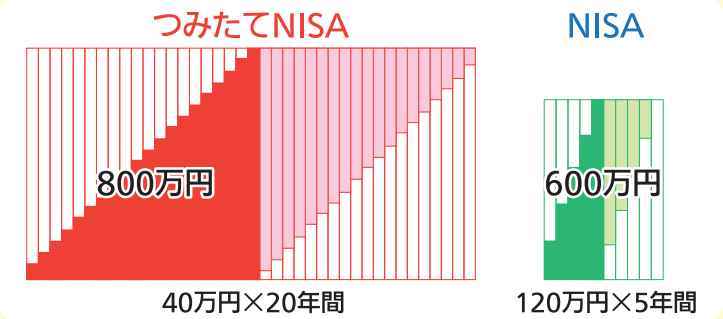

つみたてNISAの活用法

「つみたてNISA」は、価格の水準にかかわらず一定の金額で定期的に購入する投資方法（「ドル・コスト平均法」）を活用するので、購入単価が平均化され、一括で購入する場合に比べると価格変動による影響を抑える効果が期待できます。

■合計10万円投資した場合の例

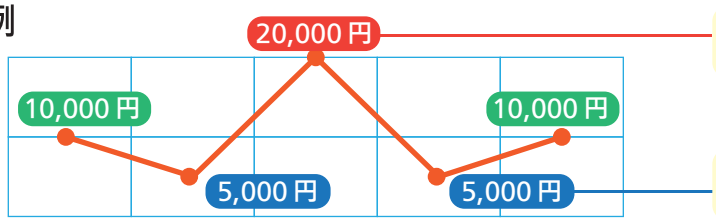

基準価額が高いときは購入口数は少なくなる

基準価額が低いときは購入口数は多くなる

毎月 購入

		1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	合計
毎月2万円ずつ購入する場合	購入額	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	10万円
	口　数	2万口	4万口	1万口	4万口	2万円	13万口
	評価額	2万円	3万円	14万円	5.5万円	13万円	13万円

一括 購入

							合計
最初に10万円分購入する場合	購入額	10万円	→	→	→	→	10万円
	口　数	10万口	→	→	→	→	10万口
	評価額	10万円	5万円	20万円	5万円	10万円	10万円

一括購入に比べて3万円おトク！

つみたてNISA

●つみたてNISAは、積立により購入した株式投資信託の売却益や分配金（普通分配金）が最長20年間非課税となる制度です。

つみたてNISAのイメージ

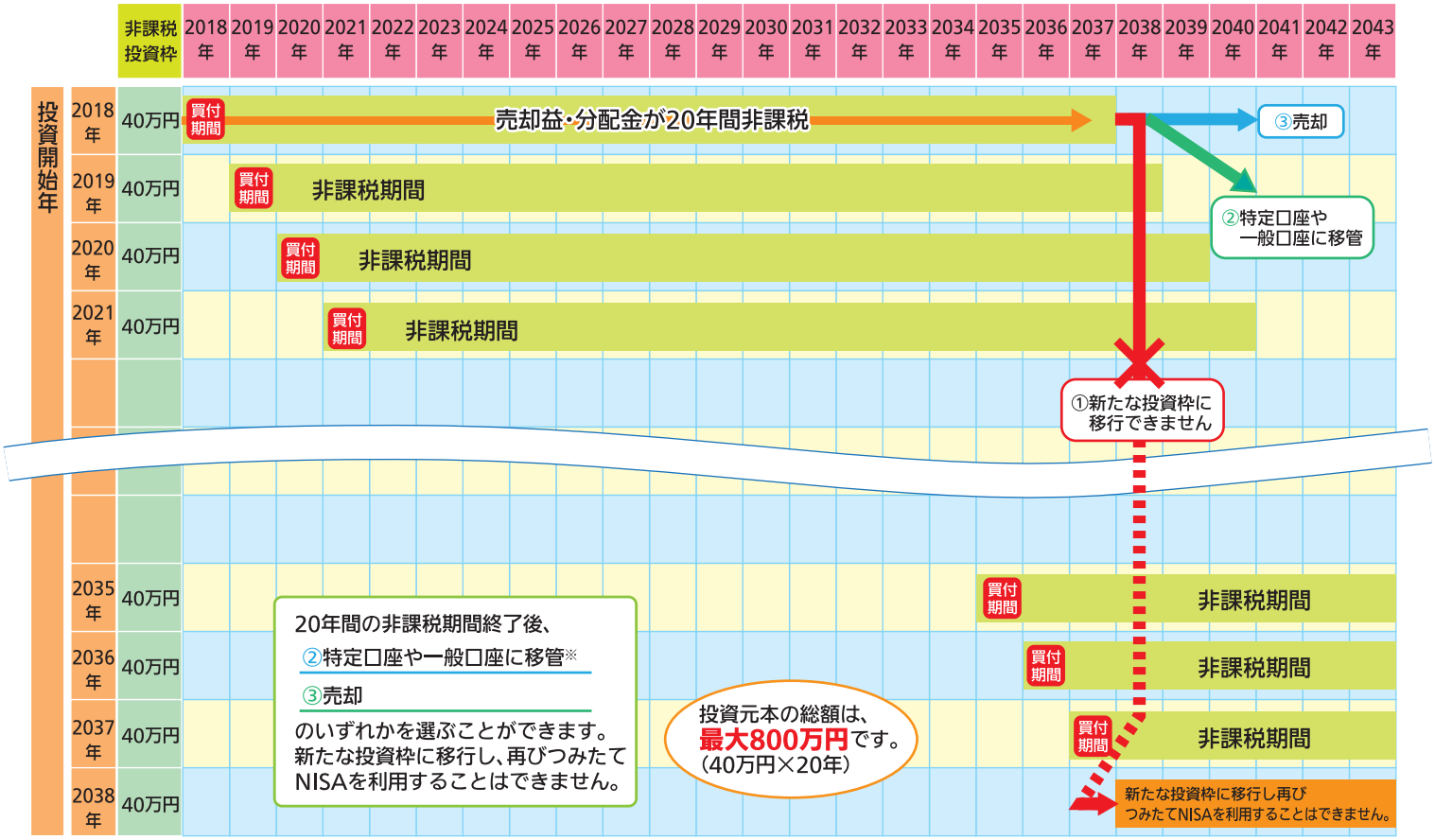

※特定口座などに移管する場合、その時点の新しい取得価額になります。その後は新しい取得価額に基づいて、損益の計算がおこなわれます。

ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）

ジュニアNISAの5つのポイント

Point1 日本国内にお住まいの0～19歳の方が対象です。法定代理人（親権者等）が代理で運用をおこないます！

Point2 上場株式・公募株式投資信託等の売却益や配当・分配金（普通分配金）が5年間非課税となります！

Point3 毎年80万円までの非課税投資枠が利用可能です！

Point4 18歳まで払出しが制限されます！

Point5 20歳以降は自動的にNISA口座が開設されます！

※ NISAとは、20歳以上の国内居住者が対象であり、毎年120万円までの上場株式・公募株式投資信託等への投資による売却益や配当・分配金（普通分配金）が最長5年間非課税となる制度です。

ジュニアNISAの仕組み

「ジュニアNISA」は、親権者等が大切なお子さま・お孫さまの将来のために資金拠出をおこない、非課税でお金を育てる制度です。運用は口座開設者の親権者（法定代理人）等がおこなうこととなります。

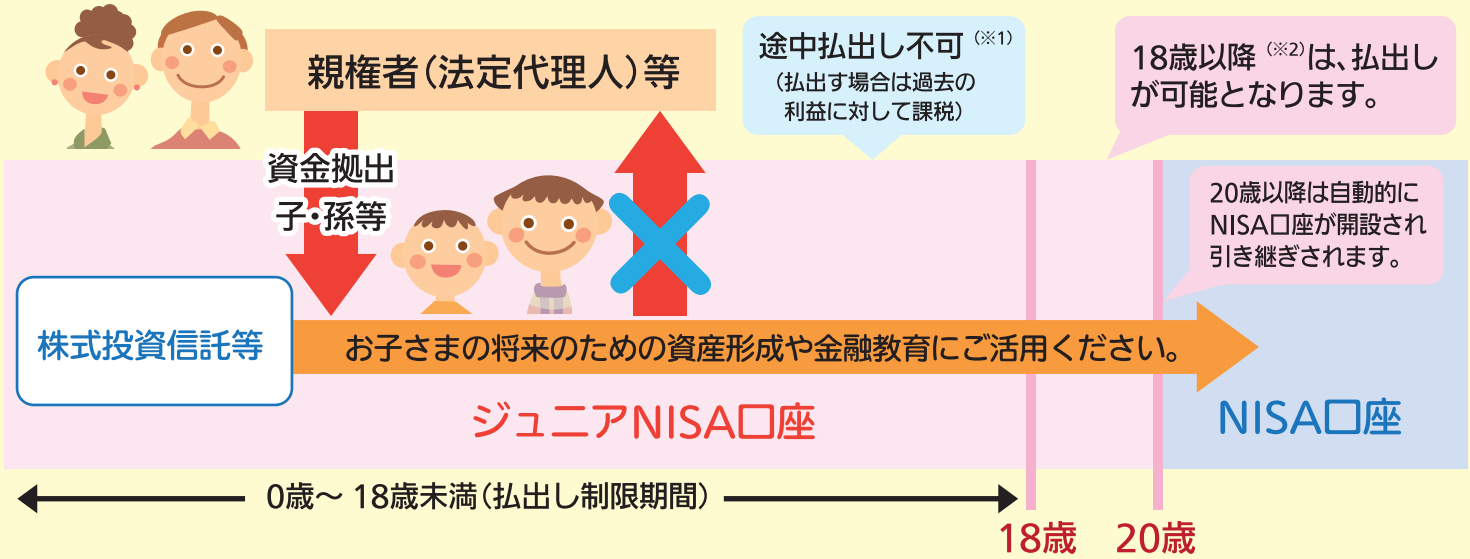

（※1）災害等の場合を除きます。
（※2）3月31日時点で18歳である年の1月1日以降。（例：高校3年生の1月以降）

ジュニアNISA口座イメージ

※口座名義人が18歳になるまでは原則払出し不可

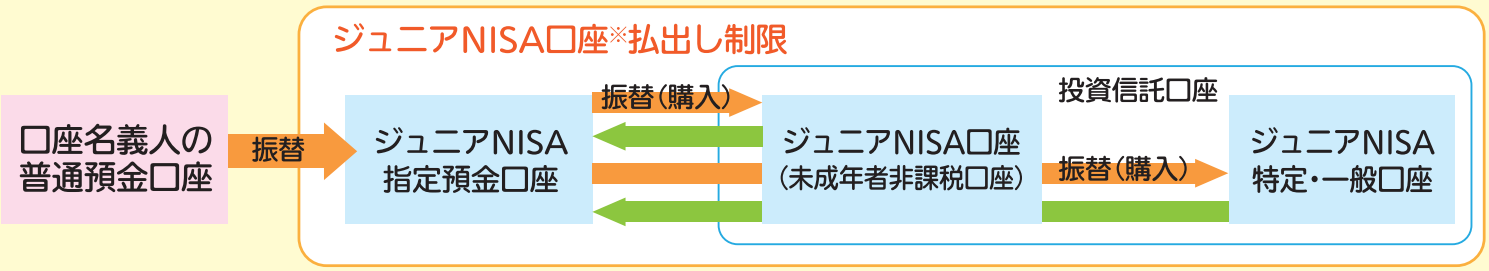

用語説明

■ジュニアNISA指定預金口座／ジュニアNISA口座、ジュニアNISA特定・一般口座での投資信託購入資金や解約資金等を保管しておく口座（払出制限有）

■ジュニアNISA特定・一般口座／年間の上限額はなく投資信託を購入できる口座（課税口座）、非課税枠を超過した資金が運用される。

■ジュニアNISA口座（未成年者非課税口座）／年間80万円まで非課税で投資信託を購入できる口座（非課税口座）

ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）

ジュニアNISAの運用イメージ

●制度継続中に20歳になる場合

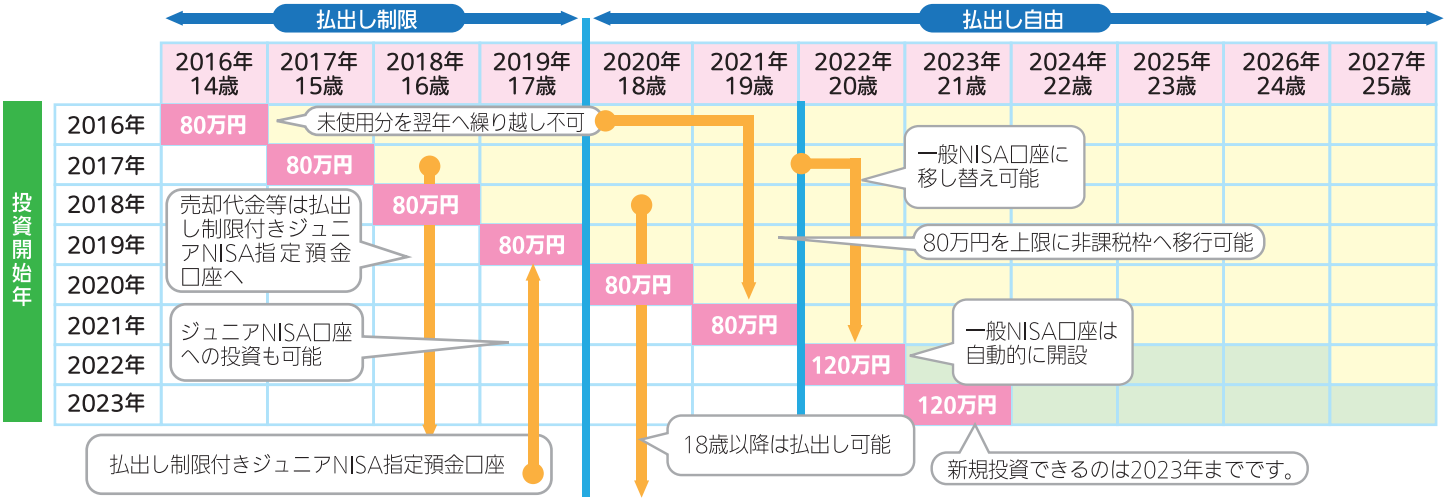

●口座名義人（お子さま・お孫さま等）が20歳になるまでにNISA制度が終了してしまう場合

参考 口座名義人が20歳になる前にNISA制度が終了（NISA制度は平成35年に終了）してしまう場合に、利用可能な口座が「継続管理勘定」です。ジュニアNISA口座で保有していた株式投資信託等で時価80万円を超えないもののみ、そのまま継続管理勘定に移行して20歳まで非課税で保有することができます。

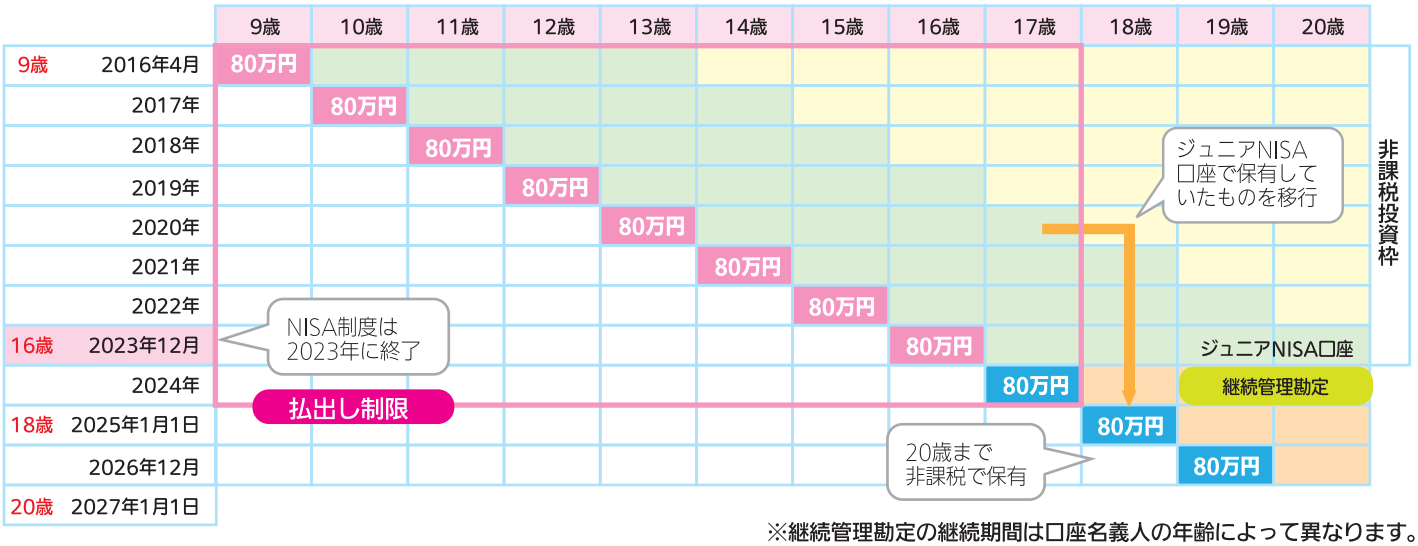

※継続管理勘定の継続期間は口座名義人の年齢によって異なります。

ジュニアNISAの活用法

① お子さま等のお金の教育に活用

投資をすることは、経済やマーケットを教材にした「生きた教育」の機会になります。お子さま・お孫さまと共に学ぶことで、ご家族のコミュニケーションも豊かになります。

② 運用資金を贈与することで、相続税の対策に

ジュニアNISA口座は毎年80万円まで非課税投資枠が設けてあるので、お孫さまの将来のために非課税メリットを受けながら積み立ててあげることができます。

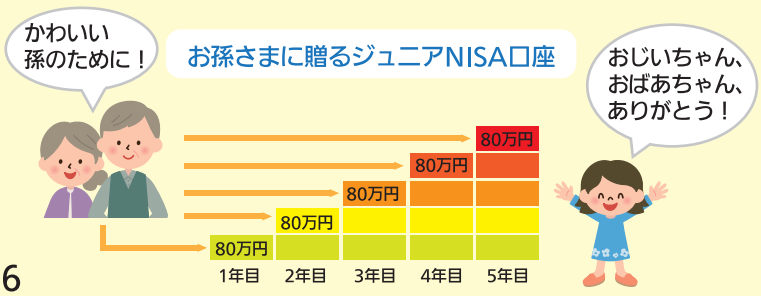

Q&A

NISAの概要

Q **現在、特定口座（または一般口座）で運用している株式投資信託をNISA口座（NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA）へ変更することができますか？**

A できません。新規に購入するものが対象となります。同様に、他の金融機関で保有しているNISA口座の株式投資信託を別の金融機関へ変更することもできません。

Q **NISA口座（NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA）で購入できる非課税投資枠の上限は、「手数料を含んだ申込み金額」ですか？**

A お申込み手数料および消費税を除いた「純投資額」となります。
・NISA口座・・・年間120万円（※）
・ジュニアNISA口座・・・年間80万円
・つみたてNISA口座・・・年間40万円（つみたてNISAはお申込み手数料がございません。）
※2014年および2015年は年間100万円です。

Q **NISA口座（NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA）内で生じた損益について、確定申告は必要ですか？**

A 確定申告は不要です。NISA口座（NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA）での損益について、税法上ないものとみなされるため、課税口座（特定口座または一般口座）と損益通算はできません。

Q **ジュニアNISA口座の取引は誰がおこないますか？**

A 当金庫では原則親権者様（法定代理人等）1名を運用管理者として選任いただきます。

Q **子どもが18歳になるまでに投資資金の払出しが必要になった場合どうすればよいですか？**

A 原則、払出しはできません。万が一、払出しを行う場合は、ジュニアNISA口座が廃止され、口座開設日以降の利益等につき課税されることになりますので注意が必要です。ただし、災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能です。

Q&A

Q **子どもが20歳になる前にジュニアNISA制度が終了した場合、ジュニアNISA口座で保有している株式投資信託はどうなりますか？**

A ジュニアNISA制度終了時にお子さまが20歳未満の場合は、引続き非課税で20歳まで保有することができます。

Q **ジュニアNISA口座の購入資金を親や祖父母が拠出した場合、その資金については贈与税は非課税となりますか？**

A 一般的に暦年贈与の基礎控除額（年間110万円）の範囲内であれば、非課税になります。ただし、他のお取引きで暦年贈与をすでに利用されている場合で、その金額の合計が年間110万円を超えていれば、その超過額に対して贈与税がかかる場合があります。（ジュニアNISAは贈与税の非課税枠が別枠で設定されているわけではありません。）税金等のお取扱いの詳細については、お客さまご自身で税務署または公認会計士、税理士にご相談ください。

NISAの手続き

Q **一度廃止したNISA口座（NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA）の再開設はできますか？**

A 可能です。この場合、廃止した金融機関が発行する「廃止通知書」を提出していただく必要があります。ただし、再開設しようとする年分のNISA口座（NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA）で既に株式投資信託等を購入していた場合、その年分については再開設することはできません。

Q **NISA口座（NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA）は、複数の金融機関で開設できますか？**

A NISA口座・つみたてNISA口座は可能ですが、ジュニアNISA口座はできません。NISA口座・つみたてNISA口座の場合、各年分単位で非課税投資枠を設定する金融機関を変更することで、複数の金融機関で開設が可能となりますが、その年に購入取引が可能なのは、非課税投資枠を設定している1金融機関のみです。一方、ジュニアNISA口座の場合、既存のジュニアNISA口座を廃止したうえで変更手続きをおこなうため、複数の金融機関でのお取扱いはできません。

Q&A

Q **マイナンバー（個人番号）が必要なのはなぜですか？**

A マイナンバー（個人番号）は、税法上の規定により、当金庫にご提出いただく必要があります。NISA口座（NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA）については、税務署への申請時にマイナンバー（個人番号）の報告を求められております。

NISAの取引

Q **投資信託には、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」がありますが、どちらも非課税ですか？**

A 投資信託における分配金のうち、「普通分配金」は課税対象ですが、NISAでは非課税となります。しかし、「元本払戻金（特別分配金）」はそもそも非課税であり、NISAにおいては非課税のメリットを享受できません。

Q **その年のNISA口座（NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA）内で非課税の適用を受けるための株式投資信託の注文の最終日はいつですか？**

A NISA口座（NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA）で非課税の適用を受けるには、株式投資信託の受渡日が非課税の適用を受けようとする年の年内になるようにご注文いただく必要があります。したがって、年末に買付けの約定をおこなったため受渡日が年をまたぐ場合、その年のNISA口座への受入れはできませんので、ご注意ください。

Q **つみたてNISA契約を解約した場合、つみたてNISAで買付した株式投資信託はどうなりますか？**

A 引続き非課税期間（最長20年間）の間は運用可能ですが、該当の定期・定額購入サービスについては、契約の解約手続きが必要です。分配金の再投資によるものを除き、課税口座（特定口座や一般口座）での買付けはできません。

ご理解ください

投資信託に関する手数料等の概要

投資信託のご購入時には、買付け時の基準価額（買付価額）に、**最大3.24%**の申込手数料（消費税込み）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。

換金時には、換金時の基準価額に**最大0.5%**の信託財産留保額が必要となります。

また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の**最大実質年2.0890%**（消費税込み）を信託報酬として、信託財産を通じてご負担いただきます。

その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をよくご確認ください。

なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。

投資信託に関するご注意事項

□投資信託は預金、保険契約ではありません。
□投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
□当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
□投資信託の設定・運用は委託会社がおこないます。
□投資信託は元本および利回りの保証はありません。
□投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
□投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
□投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
□投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。
□投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等を必ずご覧下さい。投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等は当金庫本支店等にご用意しています。
□当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

【商号等】おかやま信用金庫　登録金融機関：中国財務局長（登金）第19号　【加入協会】日本証券業協会